

三月前期のロイセンにおける「社会問題」と 社会政策および中間層政策の展開 (三)

川 本 和 良

問題の所在

I 三月前期における「社会問題」

〔I〕 「社会問題」の性格—第二六卷第五号

〔II〕 「社会問題」発生の原因と「大衆貧窮」—第二六卷第六号

II 三月前期における政策の展開

〔I〕 国家的社会政策の開始—一八三九年の児童保護規定

1 児童労働を招来した要因

(1) 機械の導入—技術的要因

(2) 工場主の利潤追及欲—経済的要因

(3) 両親の貧困—社会的要因

2 児童労働者の状態

(1) 児童労働者の地域別および部門別分布

(2) 児童労働者の状態—以上本号

3 立法過程

三月前期のロイセンにおける「社会問題」(三) (川本)

三一 (一九九)

- 〔Ⅱ〕 中間層政策の開始Ⅱ一八四五年の營業令
- 〔Ⅲ〕 三月前期における政策展開の特徴と意義
- Ⅲ 「三月革命」と政策の展開
- 〔Ⅰ〕 「三月革命」と「社会問題」
- 〔Ⅱ〕 中間層政策の展開Ⅱ一八四九年の營業令
- 〔Ⅲ〕 国家的社会政策の展開Ⅱ一八五三年法
- 〔Ⅳ〕 「反動期」における政策展開の特徴と意義

Ⅱ 三月前期における政策の展開

〔Ⅰ〕 国家的社会政策の開始Ⅱ一八三九年の児童保護規定

「ドイツにおいてもまた、労働者の保護は、イギリスの模範にしたがって児童の保護でもって始まった⁽¹⁾。すなわち、「ドイツでは、一八世紀末に、工業化とともに児童労働の第二の局面が始まり⁽²⁾」、「社会立法の本来の歴史は、前世紀の中葉頃、加速するドイツの工業化とともに初めて開始された⁽³⁾」のであるが、その具体的な展開は、「プロイセンがまず、イギリスの労働者保護立法を模範として、とくに年少者^{ユイゼント}の保護のための社会立法でもって開始し、それに他のドイツ諸邦が直ちに從⁽⁴⁾」うという経過を辿った。

こうしてプロイセンにおける国家的社会政策は、一八三九年三月九日の工場における年少労働者の雇傭につい

この規定 (Regulativ über die Beschäftigung jugendlicher Arbeiter in Fabriken vom 9. März 1839. 以下「児童保護規定と略す」) をもって開始された。⁽⁵⁾ この規定は、ドイツにおける最初の社会政策立法であったのみでなく、後段で考察するように一八五三年五月一六日の工場における年少労働者の雇傭についての一八三九年三月九日の規定の若干の変更に關する法律 (Gesetz, betreffend einige Abänderungen des Regulativs vom 9. März 1839 über die Beschäftigung jugendlicher Arbeiter in den Fabriken vom 16. Mai 1853. 以下「一八五三年法」と略す) によつて修正された後、一八六九年六月二一日の北ドイツ連邦營業令 (Gewerbeordnung für den Norddeutschen Bund vom 21. Juni 1869) に引き継がれ、さらに、ドイツ帝国が建設された後、全ドイツに適用されるという意義をも担つていた。⁽⁶⁾

そこで、まず、立法過程の考察に入るに先立つて、「児童労働の第二の局面」を招来した諸要因および児童労働者の状態について検討を試みることにしよう。

(一) H. Braun, a. a. O., 305. イギリスにおける児童労働者の最初の保護法は一八〇二年に發布され、ついで一八一九年の法律で九歳未満の児童の就業禁止、一六歳未満の年少者の労働時間が一二時間以内に制限され、さらに一八三三年法で工場監督官制度の導入等の改善がなされた後、一八四七年の法律で集大成された。このうち、一八三三年法がとくに重要な意義をもつてゐた (Gerhard Erdmann, Die Entwicklung der deutschen Sozialgesetzgebung, Berlin 1948, 9-10. Lotte Adolphi, Industrielle Kinderarbeit im 19. Jahrhundert unter Berücksichtigung des Duisburger Raums, Ein Beitrag zur Geschichte der Wirtschafts- und Sozialpädagogik, Duisburg 1972, 5. A. Gladen, a. a. O., 132. 邦語文献としては、カール・マルクス『資本論』長谷部文雄訳、青木書店、第一部、第三章、第八章、第六節、四七七～四七八ページ。B・L・ハチンズ、A・ハリソン、前掲書。小川喜一、前掲書、第二章。戸塚秀夫、前掲書、とくに第三篇。および吉岡昭彦、前掲論文、を参照せよ)。

- (2) K.-H. Ludwig, a. a. O., 65. L. Adolphs, a. a. O., 17.
- (3) G. Erdmann, a. a. O., 7.
- (4) Ebd., 9. プロイセン以外のドイツ諸邦における児童労働者の保護は、ハイヘルンで一八四〇年一月一日の法律「ハーゲン」では一八四〇年三月四日の命令「ザクセン」で一八六一年一月一日の營業法「ヴァルナムブルク」では一八六二年二月二日の營業法「ビヨリ」開始された(G. Erdmann, a. a. O., 11. Jürgen Kuczynski, Geschichte der Kinderarbeit in Deutschland 1750-1939, Band 1, Geschichte, Berlin 1958, 156. ders., Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus, Band 19, Studien zur Geschichte der Lage des arbeitenden Kindes in Deutschland von 1700 bis zur Gegenwart, Berlin 1968, 97. W. Köllmann, Die Anfänge der staatlichen Sozialpolitik, 417. A. Gladen, a. a. O., 132.) など。大陸最初の児童労働者の保護法は、一八一五年にスイスで発布された工場一般への紡績機械禁止の少年労働者のための法律(Verordnung wegen der minderjährigen Jugend in den Fabriken überhaupt und an den Spinnmaschinen besonders)である(Robert Alt Hrsge., Kinderausbeutung und Fabriksschulen in der Frühzeit des industriellen Kapitalismus, Berlin 1958, 16.)。そこで我が国に於いてプロイセン工場法の成立過程を取り扱った業績としては、社会政策本質論争の視点からの業績「大陽寺順一」「プロイセン初期工場法成立史論」「社会政策の基本問題―井藤半弥博士退官記念論文集―」千倉書房、一九六〇年がある。立法過程の概要は、藤瀬浩司『近代ドイツの農業の形成』御茶の水書房、一九六七年、四三〇～四三二ページ、以下知るべきである。
- (5) W. Köllmann, Die Anfänge der staatlichen Sozialpolitik, 417. など。児童保護規定の全文など。Vgl. Gesetz-Sammlung 1839, 156-158. G. K. Anton, a. a. O., 55-57. Ruth Hoppe, Geschichte der Kinderarbeit in Deutschland 1750-1939, Band 2, Dokumente, Berlin 1958, 93-95. L. Adolphs, a. a. O., 113-114. Siegfried Quandt (Hrsge.), Kinderarbeit und Kinderschutz in Deutschland 1783-1976, Quellen und Anmerkungen, Paderborn 1978, 45-46.
- (6) G. Erdmann, a. a. O., 9-11. Josef Kulischer, Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters und der Neuzeit, Zweiter Band, Die Neuzeit, München 1958, 486. J. Kuczynski, Geschichte der Kinderarbeit, 156.

ders, Die Geschichte der Lage der Arbeiter, 97. W. Köhmann, Die Anfänge der staatlichen Sozialpolitik, 417. A. Gladen, a. a. O., 132.

一八五三年法の全文は Vgl. Gesetz-Sammlung 1853, 225-227. R. Hoppe, a. a. O., 111-115. L. Adolphs, a. a. O., 114-117. また、北ドイツ連邦営業令については、田山輝明「資料、北ドイツ連邦営業令試訳」、比較法學、六卷二号、一九七一年、三〇一～三三三ページを参照せよ。

一八五三年法は、僅かの変更を加えられて北ドイツ連邦営業令に引き継がれ、ドイツ帝国の建設に伴ない、一八七一年一月一日に南ドイツにその適用が拡大され、さらに一八七二年一月一日にヴェルテムベルクとバーデンに、一八七三年一月一日にはバイエルンへと拡張され、最後に、一八七八年の営業令に対する修正法令 (Novelle zur Gewerbeordnung im Jahre 1878) によって若干の修正を経た後、一八八九年一月一日にヘルザス・ロートリンゲンに適用が拡大された (Julius Deutsch, Die Kinderarbeit und Ihre Bekämpfung, Zürich und Leipzig 1914, 16, 19. St. Bauer, Arbeiterschutzgesetzgebung, in, Handwörterbuch der Staatswissenschaft, 4 Aufl., 1 Bd., Jena 1923, 435. A. Kötgen, a. a. O., 1011.)。

1 児童労働を招来した要因

まず、A・トゥーンは児童労働の新しい局面を招来した要因をつぎのように述べている。「国家の産業の稠密な地方における工業の発展が、とくにラインにおける紡績業の拡張が、工場における広範な児童の使用を結果した。(1)なかならず、児童の協力を願わしいものにしたのは工業の技術であった。というのは、特定の機械による仕事は、身体が小さく、かつ非常に機敏で、手先が器用なために、児童によって、少なくとも成人によってよりもヨリ良くではないにしても、同じようになまくなされるがゆえにである。(2)さらに、低廉な労働とそれによ來するヨリ大量の販売によって利益を増大させた企業家の利欲があった。(3)最後に、子供の収入が重要な副収入になっていた両親自身の利害が存在していた」と。

いうまでもなく、児童労働そのものは古くから存在していたのであるが、この叙述から児童労働の新しい局面を招来した要因として、(1)機械の導入という技術的要因、(2)企業家の利潤追及欲という経済的要因、(3)子供の家計補助を不可欠とする貧困家庭の存在という社会的要因、の三点が浮かび上ってくる。このうち、これまでの検討と、これから考察する社会政策との関連において、第三の要因がとりわけ重要な意味をもつことはいうまでもない。

つぎに、R・アルトは、工場における児童労働の原因として、(1)畜力と水力、後には蒸気力を動力とする機械の導入、(2)児童の低賃銀、(3)工場における児童労働に適した工程の存在、(4)児童のばあい反抗の少ないこと、(5)市町村と福祉施設が工場児童の扶養支出を節約できた点、(6)水力による工場は辺鄙な地方に建設されたため、労働力の調達が困難であったことが児童の使用に拍車をかけたこと、の六点を挙げ、児童労働に対する反対の少なかった理由として、(1)両親の貧困と(2)児童労働は以前よりの慣習であったこと、の二点を付け加えている。⁽²⁾

最後に、L・アドルフスは、一九世紀前半に児童労働が当然であるとされた理由として、(1)児童労働は古くより行なわれていたこと、(2)一九世紀にはすべての国で児童労働が存在していた点、(3)児童の保護は一七九四年の^{アルプス・インストラクティオ}一般国法の規定のみで十分であると考えられていたこと、(4)工業建設の過渡期における大衆貧窮(Massenarmut oder Pauperismus)が児童労働を自明のことにした点、(5)機械が小さな筋肉の労働を可能にしたこと、(6)工業の競争の激化が低廉な労働力の使用を必要とした点、(7)児童労働が教育的に有益であるとみなされていたこと、(8)国家の主要な努力が国民的自立の達成に向けられたため、いわゆる社会問題への国家の干渉がなほ為されていなかった点、の八点を挙げている。⁽³⁾

以上のうち、L・アドルフスが、(7)において、児童労働を招来した要因として教育的要因を新たに指摘しているのであるが、この点についてはここで差し当り、一八世紀初頭から一九世紀中葉まで、貧乏を克服するもつとも本質的な手段は勤勉 (Arbeitsamkeit od. „Industrie“) を身に付けさせるための教育である、との見解が普及し、それを背景に児童労働が賞揚されていたところへ、⁽⁴⁾労働と教育の結合を説く、ペスタロッチの貧民教育の理論 (Pestalozzische Theorie von der Armerziehung) が強い影響を与えたことを指摘するに留めたい。⁽⁵⁾そこで、いま、この要因を除外すれば、R・アルトの挙げている要因も、L・アドルフスのばあいも、さきにA・トゥーンの指摘した三つの要因 (1)機械の導入という技術的要因、(2)工場主の利潤追及欲という経済的要因、(3)両親の貧困という社会的要因) に整理し、収斂させ得るであらう。

以下、三つの要因を順を追って検討することにしよう。

- (1) Alphons Thun, Beiträge zur Geschichte der Gesetzgebung und Verwaltung zu Gunsten der Fabrikarbeiter in Preussen, in, Zeitschrift des königlich preussischen statistischen Bureaus, Jg. 17, Berlin 1877, 60.
- (2) R. Alt Hrsg., a. a. O., 12-13.
- (3) L. Adolphs, a. a. O., 17-19.
- (4) W. Fischer, Soziale Unterschichten, 244. 秘密参事官マラー (Gen. Regierungsrat Keller) は、一八三四年にライプザットの児童労働についての旅行報告において、ほほ一〇〇人の児童を使用しているアーヘンの針工場の状況についてつぎのように書いている。「すべての仕事において、子供の手ぎわのよき、手早き、器用さは驚くべきものがある。かれらの操作する道具と機械はよく考えられている。整列して坐って仕事をしながら、ある時には前かがみになり、ある時には後にそり、しかもすべての者が拍子に合わせたかのように同じ運動をし、同じ物音を立てる子供達自身が、観察者に対して機械と同じように注意を促がす。しかも、かれらは健康で強健、明朗で活気があり、わん

『L. Adolphs, a. a. O., 19. 年』ケラーの旅行報告の全文については Vgl. R. Alt Hrsgr., a. a. O., 197-212.)

(c) L. Adolphs, a. a. O., 20. J. H. ヴスタロッチ (Johann Heinrich Pestalozzi, 1746-1827.) は、『ノイホーフ時代(一七七一一一七九八年)に貧兒を集めて労働学校を開き、『人類の友に訴える書』や『リン・ハルトとゲルトルト』において、教育と労働の結合を説き、実践した(田中寛『ペスタロッチ』新潮社、一九四〇年、八二―八三ページ、柳久雄『生活と労働の教育思想史』お茶の水書房、一九六二年、とくに九八―九九ページ、玖村敏雄『ペスタロッチの生涯』玉川大学出版部、一九六九年、五四―五五ページ、を参照せよ)。かれの下層階級を基盤とする民衆教育思想は全ヨーロッパの注目するところとなったが、とりわけ同じ言葉を語るドイツに強い影響を与え、プロイセンにおいては、一八一七年から一八四〇年まで新設の文相の地位にあった K. アルテンシュタイン (Karl Freiherr vom Stein zum Altenstein) により推進された(梅根悟『近代国家と民衆教育―プロイセン民衆教育政策史―』誠文堂新光社、一九六七年、一七二―二〇六―二〇八ページ)。

なお、K. マルクスも、ペスタロッチの教育思想やその他を継承して、生産労働と教育の結合を説いた。『共産党宣言』における「教育と物質的生産との結合」(マルクス、エンゲルス『共産党宣言』大内兵衛、向坂逸郎訳、岩波文庫、六九ページ)の主張や、『資本論』における「教育条項は概して貧弱に見えるとはいえ、……はじめて、教育および体育と筋肉労働との結合の可能性を証明した」(カール・マルクス『資本論』長谷部文雄訳、青木書店、七六九ページ)との指摘を経て、『エータ綱領批判』においてつぎのように説いている。「児童労働の一般的禁止は大工業の存在と適合せず、従って空虚な無邪気な願望である。このことの実現は—もし可能であるとしても—反動的であろう、というのは、種々の年齢段階に応じて労働時間が厳密に規律され且つ児童の保護のためのその他の予防方策が行はれる場合には、生産的労働と教育との少年時代からの結合は、今日の社会の最も有力な変革手段の一つであるからである」(マルクス『ゴータ綱領批判』西雅雄訳、岩波文庫、四四―四五ページ。なお、マルクスの教育思想については、浅野研真訳編『マルクス主義と教育問題』自由社、一九三〇年、および柳久雄、前掲書、第五章、を参照せよ)。

(1) 機械の導入—技術的要因

機械の導入は、総じて筋力の未熟な労働者の使用を可能にする。「機械が筋力を不用ならしめる限りでは、機械は、筋力なき労働者——または肉体的発達未熟だが四肢の柔軟性の大きい労働者——を使用するための手段となる。だから婦人¹⁾および児童労働というのが機械の資本制充用の最初の言葉であった¹⁾」。一九世紀初頭のプロイセンにおける児童労働者の地域別、部門別分布の考察は後段に譲り、ここでは差し当り、機械の導入と児童労働との関連を、A・トゥーンの指摘する、児童が広範に使用されていたライン地方の綿紡績業を取り上げて考察を加えておこう。結論を先に言えば、「児童労働の第二の局面」の招来には、作業機の導入（アークライト紡績機とミニール紡績機）と結合した水力の利用がとりわけ重要な意義をもっていた。

まず、既に述べたように大陸最初のアークライト水力紡績工場は、一七八四年にデュツセルドルフ近辺のラーティンゲンにおいて、J・G・ブレッゲルマンによって設立されるのであるが、そのさい、すでに児童労働者が使用されていた。J・G・ブレッゲルマンは、一七八三年一月二四日附のベルク公K・テオドール (Karl Theodor)宛ての手紙において特権の授与を申請したさい、申請理由の一つとして次のように書いている。「この設備によって陛下の都市ラーティンゲンと全管轄区域がとて大きな利益を得ます。あまりにもしばしば怠惰に陥り、物乞いをする多数の貧乏な住民や六才から一〇才までの児童が、日々の糊口を得ることができ、そのことによって年少の頃から労働と勤勉へと督励されることになるからです²⁾」。このように、「イギリスの模範に従ってクロムフォードと名付けられた……大陸最初の紡績工場の設立を企図するにさいし、一七八三年に既に請願者は、六才から一〇才までの児童を働かせることを予示した。児童の活動分野は、間もなく全紡績経営へと拡がっ

ていった。混綿、開綿と清掃、梳綿の工程において児童が使用されたのである⁽³⁾。

ついで、ナポレオン支配のもとで、大陸封鎖によるイギリスの競争の遮断等の好条件に恵まれて、水力紡績業が、とりわけニールス河流域に設立され、興隆したのであるが、大陸封鎖が解除された後、既述のようにメンヘングラートバッハを除いて、ライン地方の綿紡績業は停滞に陥った。綿紡績業における蒸気機関の使用は、一八二七年にライトのレンセン・ベッケンバッハ商会 (Firma Lensen & Beckenbach in Rheydt) における使用を嚆

矢とするが、その普及は、一八四二年にイギリスが紡績機械の輸出の禁止を解除した後、一八四五年にメンヘングラートバッハで「機械紡績工場 (mechanische Spinnerei)」が設立されたのに端を発している⁽⁴⁾。

ライン地方の綿紡績業における機械化の進展は以上のような経過を辿るのであるが、蒸気力紡績業が普及し始めるのが一八四五年であり、しかも、後段で考察するように、それが児童の使用の減少を技術的に可能にした点を考慮する時⁽⁵⁾、当面の時期において児童労働の充用を増大させたのは、水力紡績業においてであった。

ライン地方における最も重要な綿紡績業地域であるグラートバッハ・ライト・ノイス商工会議所地域の「一八三六年における使用動力別の綿紡績業の分布は第一三表⁽⁶⁾の如くであった。この表から、綿紡績業がグラートバッハ郡に集中している点、ならびに水力紡績業が五つ存在していた点が注目を惹く。児童の使用数は不明であるが、個別事例としては、メンヘングラートバッハ市の有力な綿紡績工場主である J. P. ベリング (Johann

第13表 1836年の、後の Gladbach-Rheydt-Neuß 商工会議所区域における綿紡績業の状態

郡	水力	蒸気力	手動	紡績数
Gladbach	3	3	10	29,776
Grevenbroich	2	—	—	3,410
Neuß	—	—	—	—
Kempen	—	—	—	—

Peter Boelling) が、一八三七年に一〇才から一二才までの児童を六五名、一二才から一四才までの児童四〇名、一四才から一六才までを六九名も雇傭していた。⁽⁷⁾ この工場では水力紡績業が主力であったと推定される。「工場経営は、最初は水流のある地方を有利としたのであるが、後に蒸気力が水力にとって代るに従って全国土へと拡大していった⁽⁸⁾」のであったが、この時期の工場は最初の段階にあったからである。

児童の労働者中での比率については、この時期に繊維工業諸部門中で、綿紡績業のみが成年男子労働者よりも多数の児童と婦人を使用しており、通常三者の比率は各々三分の一であった。「工業プロレタリアートのモデルを提供した繊維工業の労働者群も、出自が一樣ではなかった。……毛、麻、綿は、機械化の初期においては、非常に異なった技術的諸条件のもとにおかれていた。……綿業においてすら、機械紡績業においてのみ婦人と児童が優位を占めていた。平均して、ここでは婦人と児童がそれぞれ労働力の三分の一を占めており、成年男子も同じく三分の一をとともかくも占めていた。そして、技術の進歩とともに、紡績業における児童労働は減少していったのである」⁽⁹⁾。

以上のように、一九世紀前半に児童労働が広範に採用されていたライン地方の綿紡績業において、機械の導入と児童労働力との関係を検討するならば、水力紡績業の設立が技術的に「児童労働の第二の局面」を招来することを可能にしたのであった。

- (1) カール・マルクス、前掲書、第一部第四篇第一三章第三節(a)、六四三ページ。
- (2) Franz Josef Gemmert, Die Entwicklung der ältesten kontinentalen Spinnerei. Eine betriebswirtschaftlich-historische Untersuchung, Leipzig 1927, 141. S. Quandt Hrsg., a. a. O., 17.
- (3) K.-H. Ludwig, a. a. O., 68-69. 424 Vgl. F. J. Gemmert, a. a. O., 11, 122.

- (4) 前掲拙著「一〇四〜一〇七ページ。Vgl. Industrie- und Handelskammer Gladbach-Rheydt-Neuss Hrsq., a. O., 17, 22, 34, 43, 82-83.
- (5) 差し当り、Vgl. K.-H. Ludwig, a. a. O., 71-75. また、イギリスにおいて、紡績機械が水力紡績機から蒸気力紡績機へくへた自動ミュール紡績機 (self-actor) へと移行することによって、児童労働者数が減少した点については、小川喜一、前掲書、七四〜七八、八二〜八三ページ、戸塚秀夫、前掲書、一二八、一四九、一五二、二二三〜二二四ページを参照せよ。
- (6) Industrie- und Handelskammer Gladbach-Rheydt-Neuss Hrsq., a. a. O., 48. なお、この会議所は一八三七年四月一三日に設立された (Ebd., 74)。この表のなかでタラートンハン郡の数字は、一八三六年六月二八日に郡会 (Landrat) が調査した数字を掲げている。G. ブーデルマンの数字と一部食い違っている (Vgl. G. Adelman Hrsq., a. a. O., 58)。G. ブーデルマンの数字は、綿紡績工場数一四、ミュール九、二六〇錘、たて糸一、五七〇錘、手動機械一八、九四六錘 (合計二九、七七六錘)、労働者数一、一五一名となっており、紡錘数の合計は一致しているが、綿紡績工場数におろ二は少なう。
- (7) H. W. Erdbrügger, Kinder im Fabrikssystem. Erster Schritt auf dem Wege zu ihrer Befreiung. in, Zur Geschichte und Problematik der Demokratie. Festgabe für Hans Herzfeld, Berlin 1958, 437. なお、J. P. d. ベリングは一七九八年にエルバーフェルトから移住し、メンングラートンハンにおける最初の綿工業の設立者となった。そして、一八三七年四月一三日に創設されたタラートンハン・ライト・ノイス商工会議所の初代会頭に選ばれた (Industrie- und Handelskammer Gladbach-Rheydt-Neuss Hrsq., a. a. O., 12, 74-75)。後でみるように、これはまた、メンングラートンハン選出の議員として一八三七年に第五回ライン州議会において児童保護に反対する弁論を展開した。
- (8) G. K. Anton, a. a. O., 3.
- (9) W. Fischer, Innerbetrieblicher und sozialer Status, 262.

(2) 工場主の利潤追及欲と経済的要因

以上のように、機械の導入により「初期工業主義は、とくに繊維工業において、大規模に男子労働力を排除し、その代りに婦人と六〜七才までの児童を働かせた」⁽¹⁾のであるが、これが工場主の利潤追及欲と合致したことはいうまでもない。

すなわち、児童の使用は、第一に、婦人の使用のばあいと同様に、成年男子労働者の賃銀を引き下げることによって、利潤を増大させたからである。「機械は、労働者家族の全成員を労働市場に投ずることによって、夫の労働力の価値をその全家族のうえに分割する。だから機械は、かれの労働力の価値を減少させる」。そして「一家族が生活するためには、(たとえば一引用者)いまや四人が、資本のために労働ばかりでなく、剰余労働を提供しなければならぬ」⁽²⁾。

J・G・ブレッゲルマンの大陸最古の紡績工場においても、紡績業の賃銀は児童の大量使用によって大巾に引き下げられたといわれている⁽³⁾。そして、一九世紀前半に、多くの労働者家族は、家父の賃銀のみでは生活し得ず、婦人、児童労働による家族賃銀全体によって初めて生存最低限の生活を維持し得たのであった⁽⁴⁾。

もとより、ここで留意すべきことは、機械は決して機械操作のための熟練労働力を排除しなかつたという点である⁽⁵⁾。したがって、すべての労働者が生存最低限の生活へと押し下げられたのではなく、一九世紀前半に工場⁽⁶⁾の専門労働者は、坑夫共済組合所属の坑夫とともにもっとも安定した社会層を形成していた⁽⁶⁾。この専門労働者の高賃銀が、一方において機械化促進の一要因となると同時に、⁽⁷⁾他方において、すぐ後にみるように、イギリスの競争に対抗するために低賃銀児童労働力の雇傭を不可避にしたのである。初期の工場において、こうした熟練労働者と不熟練労働者の間での極端な賃銀較差が生じたのは、大衆貧窮と機械のための熟練労働力の陶冶制度の不備⁽⁸⁾

といった事情のもとで、労働市場において不熟練労働力の大量供給と熟練労働力の過少供給が生じたことよ⁽⁹⁾つて⁽⁹⁾いる。

児童の使用は、第二に、労働者の反抗を困難にし、労働日の延長や労働の強度を高めること等を容易にするこ⁽¹⁰⁾とによつて、工場主の利潤追及欲を満たす役割りを果たした。「機械は、結合労働員のうえに児童および婦人の圧倒的追加をなすことによつて、成年男子労働者がマニファクチュアにおいて資本の専制支配になお向けていた反抗を、ついに打破する」。このことが、後に考察するように、児童の労働時間や労働条件等の極端な悪化の一原因となつたのである。

ところで、一九世紀前半のプロイセンにあつては、児童労働力の使用は、単に工場主の利潤追及欲一般からのみでなく、つぎの二要因によつてさらに拍車をかけられることになつた。

第一は、一八一〇～一八一一年および一八二〇年のハルデンベルクによる「營業の自由」の実施が、ツンフト制度を除去し、その結果、工場主間の経済競争を激化させたことによつてである⁽¹¹⁾。しかし、いま一つの、先進イギリス資本主義の経済的側圧という要因がヨリ重要な意義をもつていた。

大陸封鎖の解除後、低廉なイギリスの機械製品がドイツ市場に流入し、ドイツの工業、とくに繊維と鉄が破局の危機に曝された⁽¹²⁾。この事態に対処するため、一八一八年五月二六日にプロイセン関税法が發布されたのであるが、L・プレラーは、プロイセン官僚がA・スミスの自由主義の影響を強く受けていたため、「それは名前が推測させるのと異なつて、内外に対する自由取引法となつた。もとより、その必然的結果として、すなわち外国の競争商品と外国の新しい機械との氾濫のもとで、プロイセン・ドイツにおいて家内工業から工業経営への転化が

開始された。この結果、工場におけるドイツの児童の悲惨が始まったのである⁽¹³⁾と述べている。このように、工場における児童の使用の原因を、一八一八年の関税法が自由貿易を基調としていた点にのみ帰することはできないにせよ、先進イギリス資本主義の経済的側圧が児童の使用に拍車をかけたことは否めないであろう。

一八一八年のプロイセン関税法によって設定された関税率は、そのまま一八三四年に成立したドイツ関税同盟に引き継がれていくのであるが、W・コンツェは、関税同盟の保護が不十分であったため、当時小規模であった工業企業家は賃銀の引き下げを余儀なくされた⁽¹⁴⁾と述べている。⁽¹⁵⁾また、一八三七年の第五回ライン州議会において、児童の労働時間を短縮する提案がなされた時、メンヘングラートバッハ、ライト地区選出の議員J・P・ベリングは、「イギリスと競争せんがために」との理由でもってこれに反対し、レンネップ、ロンスドルフ地区選出の議員H・フォン・バウアー(H. von Bauer)もこれに同調してゐる。⁽¹⁶⁾

以上のように、一九世紀前半のプロイセンでは、とくに綿紡績業において、工場主の利潤追及欲一般からのみでなく、内外の競争、とりわけ先進イギリス資本主義の経済的側圧に対抗するために、児童労働の使用に向けて一層拍車がかけられたのであった。

- (1) W. Fischer, *Innerbetrieblicher und sozialer Status*, 258.
- (2) カール・マルクス『資本論』長谷部文雄訳、第一部、六四四ページ。
- (3) Vgl. F. J. Gemmert, a. a. O., 122.
- (4) Vgl. W. Conze, *Vom »Pöbel« zum »Proletariat«*, 123-124.
- (5) Vgl. W. Fischer, *Innerbetrieblicher und sozialer Status*, 281-282. 前掲拙著「一四五ページ」。
- (6) W. Köllmann, *Rheinland und Westfalen*, 217-218. ders., *Wirtschaft und Gesellschaft Rheinland-Westfalens*,

20. *2' Vgl. Werner Conze, Der Beginn der deutschen Arbeiterbewegung, in, Waldemar Besson und Friedrich Frhr. Hiller v. Gaertingen Hrsg., Geschichte und Gegenwartsbewusstsein, Historische Betrachtungen und Untersuchungen, Festschrift für Hans Rothfels zum 70. Geburtstag dargebracht von Kollegen, Freunden und Schülern, Göttingen 1963, 326. なぞ' 坑夫共済組合のつづきは、前掲拙著「二九九～三〇〇」に、を参照せよ。
- (7) Hermann Höllers, Die Arbeiterverhältnisse in der niederrheinischen Baumwollindustrie mit besonderer Berücksichtigung der männlichen Arbeiter, Heidelberg 1910, 11.
- (8) 高橋秀三「Technische Deputation für Gewerbe undプロイセン工業技術の近代化——一九世紀プロイセン工業育成振興政策研究——」『経済論集』二四巻一・三・四合併号、一九七二年、九九～一〇〇頁。Vgl. Lars Ulrich Scholl, Ingenieure in der Frühindustrialisierung, Staatliche und private Techniker im Königreich Hannover und an der Ruhr (1815-1873), Göttingen 1978, 16. ハイムでは熟練労働者の不足に対処するため、国家の技術養成政策を中心に種々の技術学校やその他の陶冶機関が生み出されていったのであるが、この結果、一八二〇年代以降「技術者(Techniker)」という呼称が拡まっつぎ、一八五〇年代以降「エンジニア(Engineur)」という呼称が使用されるようになった(Ebd., 20-21)。
- (9) W. Fischer, Innerbetrieblicher und sozialer Status, 281. なぞ' コッピ、工業化の初期には、企業家と労働者、労働者の上層と下層の間は、なお上向と下向の可能性が開かれており、社会的対流現象の存在していたことに注意しておきたいと思う。W・フィッシャーはつぎのように述べている。「初期の労働世界は、それ自体上向と下向の可能性をもっており、ヨリ大きな社会的声望および個人的満足の領域とヨリ小さなそれらの領域とをもっていた。労働者自身が企業家になるとすればたしかに異常な特殊なばあいには属するのであるが、しかし、労働世界内部においては、これは自身の給料や地位を上げる多様な可能性をもっており、労働者や手工業者や社会主義者の回顧録が、そのことを生き生きと伝えている」(Ebd., 280-281)。そのつづ、その良好な例として、N. Riggenbach, Erinnerungen eines alten Mechanikers, Buchs-Wendenberg, 1887, を挙げてみる(Ebd., 515)。つづいた可能性は一八五〇年代にあらづめな存在であった(Vgl. Wolfgang Kollmann, Politische und soziale Entwicklung der deutschen Arbeiterschaft

1850-1914, in, Ernst-Wolfgang Böckenförde Hrsg., *Moderne deutsche Verfassungsgeschichte (1815-1918)*, Köln 1972, 432. 前掲拙著「一四九、一五八、二三三、四一〇」をも参照せよ。

(10) カール・ポルタス『資本論』長谷部文雄訳、第一部、六五三ページ。

(11) W. Köllmann, *Die Anfänge der staatlichen Sozialpolitik*, 411-412. ders., *Die deutsche Bevölkerung*, 37.

(12) W. Conze, Vom »Pöbel« zum »Proletariat«, 113.

(13) Ludwig Preller, *Von den tragender Ideen der ersten deutschen Sozialpolitik*, in, Alfred Herrmann Hrsg., *Aus Geschichte und Politik*, Festschrift zum 70. Geburtstag von Ludwig Bergsträsser, Düsseldorf 1954, 302. なお、Vgl. H. Holters, a. a. O., 8. また、一八一八年のプロイセン関税法の性格については、諸田実『ドイツ関税同盟の成立』有斐閣、一九七四年、二二、五四～五五、七七～七八ページ、を参照せよ。

(14) 前掲拙著、二二六ページ。

(15) W. Conze, Vom »Pöbel« zum »Proletariat«, 124.

(16) H. W. Erdbrügger, a. a. O., 433, 437-438. Wolfgang Köllmann, *Die industrielle Revolution, Quellen- und Arbeitshefte zur Geschichte und Gemeinschaftskunde*, Stuttgart, 39-41.

(3) 両親の貧困＝社会的要因

「児童労働の第二の局面」を招来した第三の要因は、生存最低限の生活を維持するために子供の家計補助を不可欠とした貧困家庭の存在にあった。

一八二四年一月中旬にデュッセルドルフ政府は、文相アルテンシュタインに対する報告において、児童雇傭の原因を両親のエゴイズムと困窮以外には求め得ないと述べ、その理由を、大人が一〇グロッシェン得ると同じ仕事を児童が二グロッシェン三プフェニヒで行なうこと、および両親の困窮が、工場が遠方にあるばあいには、子供を工場近辺に住む貧乏人のもとに預け、食費や養育費を差し引いた後、六～七プフェニヒを子供から得な

ければならない程に達していたこと、にあると説明している。⁽¹⁾

こうした貧窮は、ここで報告されているように、児童労働者が低賃銀であったがゆえに大人の労働にとつて代ったことからのみ生じたのではなく、すでに考察したように、ヨリ広い社会的背景のなかで、すなわち大衆貧窮という社会問題の発生を背景として理解しなければならぬことはいうまでもない。したがって、児童労働を招来した両親の貧困という社会的要因は、これまでの考察との関連においては、技術的要因と経済的要因よりもヨリ重要な意義をもっているといえよう。

以上のように「児童労働の第二の局面」を招来した要因として、(1)機械の導入という技術的要因、(2)企業家の利潤追及欲という経済的要因、(3)子供の家計補助を不可欠とする貧困家庭の存在という社会的要因、を指摘し得る。そこでつぎに、第二局面における児童労働者がいかなる状態におかれていたのか、の考察にすすむことにしよう。

(一) G.K. Anton, a. a. O., 6-7.

2 児童労働者の状態

児童労働者の状態については、まず児童労働者の地域別および部門別分布を検討した後、児童労働者の状況へと考察をすすめたいと思う。

(1) 児童労働者の地域別および部門別分布

一八二四年六月二六日に文相アルテンシュタインは、各県庁(アーヘン、トリアー、ケルン、コブレンツ、デュッセルドルフ、アルンスベルク、ミュンスター、ミンデン、ブレスラウ、リーグニッツ)に対して、工場で働いている児童

の年令、健康、風紀、学校教育、労働の種類、労働時間等について一〇の質問を設定し、報告書を作成して回答することを命じた。各県庁は、報告書の作成を郡会ラントラートと市町村役所コムナリスヘルデに委任した。郡、市町村では、工場主、校長、地区の牧師、地方庁の医師、商業身分所属者に対して、かれらの経験にもとづく報告と意見を求め、これを集約して報告を作成した。このようにして、一八二四年八月から一八二五年八月までに一〇の報告が文相のもとに届いた。⁽¹⁾

そこで、まず、この報告を手がかりにして児童労働者の地域別および部門別分布の考察をすすめていきたいと思う。そのさい、差当り、ここで、報告が工場主等の意見にもとづいて作成されたことから、G・K・アントンが、たとえば児童の健康状態が良好であるとの報告がよせられているばあいにおいても、労働時間や労働環境についての報告を勘案する時、良好であったとは信じ難い等の批判をしばしば述べているように、報告の信憑性に一定の限界があったことに注意しておきたいと思う。

G・K・アントンは、この報告の結果を要約して、工場児童の状態が最悪であった地域がラインラントとヴェストファーレン州であり、ザクセン州が比較的好ましい状況にあり、シュレージエン州とブランデンブルク州が両者の中間に位置しているが、総じて弊害が顕著であったと述べている。⁽²⁾ この報告から、各州において児童を雇備していた産業部門および工程を纏めたのが第一四表である。⁽³⁾

まず、この表からは各州における児童労働者数が不明であるので、列挙されている産業部門から児童労働者を多数雇備していた地域を推定するならば、ライン、ヴェストファーレンの西部二州について、ブランデンブルク、シュレージエン、ザクセンの諸州をあげることができよう。R・アルトは、一九世紀前半のドイツにおいて、工

第14表 1824年に児童が雇傭されていた地域、部門および工程

1. Provinz Westfalen

Arnsberger Regierungsbezirk [もつとも詳細な報告]

Kreis Iserlohn [もつとも悲惨な状態] =縫い針工場(針の穴あけややつとこの操作等の繊細な感覚と敏しような指を必要とする仕事)、青銅製品工場(鋳造品のやすり研磨、さまざまな装飾のカット、完成品のワニス塗りと包装等)、針金製品工場(鈎掛けくぎ製造と針のおどり作り、それらの紙への縫いつけ、魚の釣り針やヘアピン等の製造)、ピン工場(頭の打ちつけ、紙へのピンのとりつけ)、パイプのふた工場(パイプのふたの鋳造と研磨)、織物工場(糸巻きやその他の軽労働)、おがねの繰工場(手機械での仕上げ)、おつき工場(おつき製品への金板よろいかぶせと磨き)、留め金工場(留め金の組み立て)、製紙工場(ぬれた全紙の布巾筒からの取り出し、紙の品分け、屑の切り刻み)、指ぬき工場(鋳型の砂づめ、カーテンの輪の鈍物棒からの分離、結合部分の分離、品分け等々)。

Kreis Dortmund =毛紡績工場(梳毛機への羊毛の貯蔵等)、綿紡績工場(梳綿と紡績)、毛織物工場(梳毛と梳きアラシの清掃、けば立て機作業等)、針工場(小針の作製)。

Kreis Hagen =毛織物工場と綿紡績工場(糸つき、糸巻き、羊毛むしりと品わけ、梳毛、毛織物の洗浄)、製紙工場(イザローン郡と同じ仕事)、煙草工場(葉の選択と引き延ばし)。

Kreis Altena =針金工場(手伝い)、縫い針工場と綿紡績工場(イザローン郡とドルトムント郡と同じ仕事)。

Kreis Siegen =綿工場(打綿、梳綿、撚糸、品わけ、糸巻き)、採鉱場、掘鉱所と圧延工場(ポタ山と選別部屋での鉱石の洗浄と選別)。

Kreis Bochum =毛紡績工場のみで児童使用。

Kreis Olpe =毛織物工場(糸巻き、下動き)、煙草工場(ハーゲン郡と同じ仕事)。

Kreis Eslohe =毛紡績工場(練紡機作業、糸巻き)、鉛鉱選鉱所(手選、敏洋洗い)。

Kreis Brilon =ピン工場(紙へのピンのとりつけ)。

Kreis Soest, Lippsstadt, Hamm, Wittgenstein には児童雇傭の工場なし。

Minderer Regierungsbezirk =綿紡績工場、四ガラス工場、一小煙草工場で使用。

Münster Regierungsbezirk =二綿紡績工場、一ネル工場で使用。

2. Rheinprovinz

Düsseldorfer Regierungsbezirk = 3,300人の児童が殆んど綿紡績工場で使用。

Aachener Regierungsbezirk = 針工場, ガラス工場, 紡績工場, 織物工場で使用。

Regierungsbezirk Köln = 二綿紡績工場, 四毛紡績工場, 三絹工場, 二すぼん工場, ニリボン織工場, 一キヤラク, 綿織物工場, 一なわ工場, 一レース工場, 一梳き機工場, 一練緞工場, 一針工場, 一帽子工場, 一磁器工場, 若干の煙草工場。

Regierungsbezirk Koblenz = 二毛紡績工場, 一綿紡績工場, 二毛織物工場, 一製紙工場, 一鉱山, 冶金業, 一製鉄所, 一明礬工場, 煙草工場, チョコリー工場, 麻絹交織織物工場。

Regierungsbezirk Trier = 鉄鋼業, ガラス工場, 一軟マソングン鉱選鉱所, 毛, 綿紡績工場, 毛織物工場, 一陶器工場, 一鉛手風陶器工場, 煙草工場, 一製紙工場, 銅板, 黒業鉄, 錫引きゾリキ工場。

3. Provinz Schlesien [ライオン州より児童使用の業種, 規模ともに小] Liegnitzer Regierungsbezirk = 五毛紡績工場, 五ガラス工場。

Breslauer Regierungsbezirk = 亜麻布工場, 毛織物工場, 機械紡績工場, さらさ染め工場, 製鉄所, 煙草工場。

4. Provinz Sachsen = 煙草工場, チョコリー工場, 毛織物, 亜麻布, リボン, キヤラク, メリノ毛織物工場, 色紙製造工場, 釘製造工場。

5. Provinz Brandenburg

Regierungsbezirk Frankfurt a/O. = 毛織物工場, ガラス工場, 毛織物仕上げ工場, 絹工場, 煙草工場, 機械工場。

Regierungsbezirk Potsdam = 毛織物工場, 綿織物工場, さらさ染め工場, 煙草工場, ガラス工場, チョコリー工場, 製紙工場, 武器工場。

Hauptstadt Berlin = 毛織物工場, さらさ染め工場, 燕糸紡績工場, 絹工場, 染色工場, なわ工場, ぶき飾りつき敷物たたき製造工場, 造花工場, バイアのふた工場, カルタ工場, うるし工場, 陶器工場, ボタン工場, 楽器製作工場。

場における児童労働力の搾取が大規模に行なわれた三つの地域として、ヴェストファーレン、ラインラント、ザクセン王国をあげている。⁽⁴⁾ A・グラードンによれば、報告作成時から二〇数年後の一八四六年におけるプロイセ

第15表 1846年のプロイセンにおける産業部門別にみた児童労働者数

	経営数	従 業 員 数					A/B %
		14才未満 (A)		14才以上		計 (B)	
		男	女	男	女		
1. 機械 紡績	2,603	1,550	1,409	12,022	11,497	26,478	11.17
2. 織 布	5,178	10,189	9,133	110,210	29,778	159,310	10.81
3. 仕 上		651	401	11,346	1,537	13,935	7.01
4. 製 粉	37,590	—	—	57,885	—	57,885	—
5. 金属, 鉱山	12,396	2,072	1,139	88,441	2,216	93,868	3.42
6. 醸造, 蒸溜業	17,146	—	—	30,327	—	30,327	—
7. その他の工場	3,390	2,892	1,599	42,076	12,147	58,714	7.67
合 計	78,303	17,354	13,681	393,132	57,175	481,342	6.44

ンの児童労働者総数は三一、〇六四人であり、労働者総数四六六、〇三三名の六・六％に当り、このうち、ライン州の児童労働者数は全プロイセンにおける児童労働者総数の六六％を占めており、これはまた、ライン州の労働者総数の一四・八％に当り、プロイセン全体のばあいの比率六・六％を大巾に凌駕していた。⁽⁵⁾以上より、児童労働者数の多い地域としては、西部二州、とりわけライン州が重要であり、ブランデンブルク、シュレージエン等の諸州もまた看過し得ない状況にあったことを理解し得るのである。

つぎに、児童労働者の部門別分布の考察に移るならば、第一四表から注目を惹く産業部門は、繊維工業、金属加工業、煙草、製紙、ガラス等の部門である。この報告からは部門別の児童労働者数が不明なので、一八四六年におけるプロイセンの児童労働者数を部門別に示したのが第一五表⁽⁶⁾である。この表において注目すべき点は、第一に繊維工業部門における児童労働者数が量的にぬきんでている点と、第二に繊維工業のうちで絶対数においては織布部門が圧倒的多数を占めているが、労働者総数との比率では機械紡績の比重が高い点である。そのさい、(1)織布部門においては、既述のように一九世紀中葉までは家内工業形態が主であり、五〇年代に力織機が

導入された後に工場制に移行する点と、(2)紡績部門と仕上げ部門を比較する時、後者が健康的にははるかに良好な状態にあり、空気の汚れや熱気も少なく、ただ騒音のみが激しかった点、(3)したがって、後段で考察するように紡績部門でとりわけ児童労働者の状態が劣悪であった点、を考慮するならば、機械紡績部門がとくに問題となつてくる。

紡績部門において児童が使用された工程を、一七八四年に設立されたブレッゲルマンのアークライト工場を例として考察するならば、児童は混綿、清掃、梳綿の工程で使用されており、一八五三年には一粗紡機 (Vorspinnmaschine) 当り一人の大人に五人の児童が必要とされたといわれ、少女の働いた工程としては紡績場での手伝い (Handangerinnen in Spinnsaal) 糸 (糸) (Andrehen gerissener Faden) および (糸) 掃除 (Aufkehren des Abfalls) が挙げられる。⁽⁹⁾

以上、児童労働者の地域別および部門別分布の考察から、児童労働者をもっとも多数雇傭されていたのが、ライン州における綿紡績工場であること、および児童の雇傭が西部二州のみでなく、ブランドンブルク、シュレールン等の諸州における多彩な産業部門に及んでいたこと、の二点が注目される。この点から、後段で考察するように、一八三九年の児童保護規定の制定の要望が、綿紡績工場において多数の児童労働者を使用していたライン州の第五回州議会で問題とされ、可決された後、規定の制定に当り、その適用地域が、ライン州以外の諸州においても多彩な産業部門において児童が雇傭されていたがゆえに、全プロイセンを対象として発布されるに至った事情を理解し得るであろう。ではつぎに、児童労働者の状態についての考察にすすむことにしよう。

(1) G. K. Anton, a. a. O., 7-8. 糸 (糸) 回状指令の全文は、Vgl. Ebd., 167-168.

- (2) Ebd., 29.
- (3) Ebd., 8-22. より作成。なお、既述の如く、この使用されている工場という言葉の概念は曖昧であることに注意せよ。
- (4) R. Alt Hrsz., a. a. O., 14.
- (5) A. Giaden, a. a. O., 40, 144. なお、この数字は、Gewerbe-Tabelle der Fabrikations-Anstalten und Fabriken-Unternehmungen aller Art in sämtlichen Staaten des Zoll-Vereins nach dem Aufnahmen im Monat Dezember 1846. に於ての如くである。
- (6) Frhr. Friedr. Wilh. von Reden, Erwerbs- und Verkehrs-Statistik des Königstaats Preußen. In vergleichender Darstellung, Darmstadt 1854, 279. 及び K.-H. Ludwig, a. a. O., 70. より作成。なお、Vgl. R. Koseleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 698-699.
- (7) K.-H. Ludwig, a. a. O., 69.
- (8) Ebd., 69. なお、織布業と仕上げ業、および第一五表において多数の児童が就業している鉱山業において児童が使用された工程は、この如くであった。
- 綿織物業のばあい、柄織り手織機のばあいには、織布の間に柄軸を上へ引上げる、いわゆる「Ziehunge」として使用され、他の手織機のばあいには、織布親方に一人の児童が手助けするのが原則であり、世紀の中葉にはこのグループで通常二台の手織機を操作したといわれる。少女のばあいには、靴下やレース編み業で多数が働かされ、手伝いと糸つぎに従事した。ただし、一八〇五年に発明されたジャカード織機のばあいには、「Ziehunge」は不必要であった。仕上げ業のばあい、漂白は、一九世紀初頭より屋外の布さらし場から屋内の塩素漂白に移行したため、児童労働者数が減少し、主として捺染において使用された。すなわち、少女は手プリント布地に染料をぬって修理する、いわゆる「画工」(sog. Schilderinnen mit dem Ausmalen und Ausbessern der handbedruckten Stoffe) として使用され、少年は模様捺染の、着色された皮をなめる、いわゆる「なぐり」児童 (sog. Streichkinder, die beim Modelldruck die Farbleder zu bestreichen hatten) による染色場での手伝い (Handlanger) として使用された (Ebd., 69-70)。
- 鉱山業では、工業化以前より児童が使用されており、抗外労働として選別 (Klaubejunge) 破砕 (Pochjunge) 。

掃除 (Sauberjunge)、『選鉞 (Scheidjunge)』、『洗鉞 (Wäschejunge)』に従事し、一九世紀に入ってもなお坑内労働も存続してゐたが、一八五四年八月二日の回状指令 (eine Zirkular-Verfügung aus Berlin am 12. August 1854.) により一六歳未満の坑内労働が禁止された (Bbd., 79.)。

(2) 児童労働者の状態

一九世紀に入ってドイツにおいて「児童労働の第二の局面」を招来したのは、つぎのような事情であった。すなわち、一方において伝統的身分社会の束縛からの解放と他方における初期の工場の雇傭能力の小から生じた大衆貧窮、それと初期の工業化が必要とした新しい熟練労働力の不足から、労働市場において不熟練労働力の大量供給と熟練労働力の過少供給が生じた。こうして初期の工場の労働者は、高賃銀を得る一部熟練労働者と低賃銀不熟練労働者群に大きく二分され、これをとりまいて老大な産業予備軍が形成された。

こうした事情のもとで「児童労働の第二の局面」を招来したのは、児童の活動分野が機械の導入により新たに開かれたところへ、工場主の側からする、熟練労働者の高賃銀のもとで、イギリスの経済的側圧に対抗しなければならぬという至上命令にもとづく、成人不熟練労働者よりもさらに低賃銀の児童労働力の雇傭の必要と、両親の側からする、大衆貧窮のもとで、家計補助収入が不可欠であったという事情であった。これまでの考察の以上の要約からも、たとえば大衆貧窮という社会的背景や不熟練労働力の大量供給という労働市場のあり方、さらにはイギリスの経済的側圧への対抗という工場主の至上命令といった点からも、児童労働者が悲惨な状態におかれたであろうことは容易に推察し得るところである。

第一六表は、一八二四年の回状指令に対する各県庁の報告書から児童労働者の状態（年齢、労働時間、労働環境、⁽¹⁾

健康状態、風紀等)を纏めたものである。既述のように、この報告書は工場主等の意見にもとづいて作成されたので、児童労働者の状態が事実よりもはるかに美化されて報告されていると思われるのであるが、それでもヴェストファーレン州アルンスベルク県イザローン郡やライン州のデュッセルドルフ県の状態を一瞥しただけで、悲惨な状況の一端を知ることができよう。つぎに、児童労働者をもっとも多数使用されていたライン州の綿紡績工場を中心に、児童労働者の状態をヨリ立ち入って考察することとしよう。⁽²⁾

第16表 1824年における児童労働者の状態

1. Provinz Westfalen

Arnsberger Regierungsbezirk

Kreis Iserlohn = 「真に悲惨な光景 (ein "wahres Jammerbild")」

年齢 = 部門により異なるが、最年少は6歳。

労働時間 = 全日、屢々夜遅くまで。原則として朝6時から夜8時まで、好況時には夜間労働。

労働環境と健康 = 湿気が多い、狭い部屋に監禁され、坐って働き、秋と冬にはとくに悪臭がひどく、激しい虚待に耐えて労働。青銅工場では着色工程でとくにろくしよを含んだやすりの埃により、縫い針工場では、針の飛ぶのを防ぐため、密閉した部屋で労働するため、胸部と肺疾患。一般的に新鮮な空気と運動の不足、工場地帯の貧乏人の極端に悪い住宅事情から、工場児童は例外なしに、あらゆる種類の腺病質の発作に悩み、虚弱でやせ衰え、青白くはれた顔、るいれき、くぼんだ目、頭の発疹をもつ。食物は馬鈴薯と塩と水のみ。菜種油で焼いた馬鈴薯とチコロ一のスープ、夏には未熟の果物と菜果類がつく。

風紀 = 大人の粗野でみだらな話しや行為を見聞。リクリエーションは賭博、煙草、火酒、わいせつ行為となぐり合い。針金製造工場では特屈な機械的仕事から想像力が肉体的刺激の方向に働く。学校の授業は1〜2時間、夜間のため、昼の労働の疲労から効果なし。

Kreis Dortmund

年齢 = 8歳から15歳まで。

労働時間＝毛紡織工場では朝8時から夜8時まで。綿紡織工場では午前7時から12時までと午後1時から6時まで。毛織物工場では冬期は朝8時から夜7時まで、夏期は6時から7時まで。

労働環境と健康＝釘工場でのみ、身体を曲げて坐り、石炭の火の白熱、鍛冶のためのすさまじい風と湿気にこより、虚弱な胸部と目。

風紀＝頻りに話しや歌を聞く。教育は原則として夜間。釘工場では学校教育は午前5時から8時までと午後3時から8時まで。14歳以上は午前3(?)時から11時まで。

Kreis Hagen

年齢＝8歳より。

労働時間＝10～12時間。夜間労働は水不足で機械紡績がなされるさい、例外的に行なわれる。

健康＝野外での運動不足のため青ざめた灰色の顔をし、寄生虫と腺腫瘍に悩む。

風紀＝悪くはない。

Kreis Athena

年齢と労働時間＝針金工場では12歳で午前8時から午後3時まで。縫い針工場と綿紡織工場では「一日の大部分」働き、8歳より採用。

健康＝針金製造のさい、脱腸が多い。

風紀＝針金工場では、やすりかけのさい出る鉄埃りの有害作用をアルコールを飲むことで緩和。

Kreis Siegen

年齢と労働時間＝綿工場では10歳から16歳。午前7時半から11時、午後1時から7時半まで。採鉱場、掘鉱所と圧延工場では6歳から16歳。毎日8～10時間労働。

労働環境と健康＝綿工場では綿埃りおよび新鮮な空気と運動の不足から青白く、腺病質の外貌と胸部苦訴。採鉱場で坐った姿勢で作業し、鉱石を破壊する時埃りを吸うので、45歳から50歳で仕事不能者になる。胸部と下腹部苦訴。風紀＝他と「同じように悪い」。教師のテストに合格し、11時から12時までの1時間のみ授業を受ければよい児童のみを採用。

Kreis Bochum＝毛紡織工場のみで児童使用。

年齢と労働時間＝10歳から15歳。朝5時半から夜8時までで、昼食時間も殆んどなし。

労働環境 = 恒常的監視のもとに一室に密閉され、一日中立ちつづけで、空気が悪い。
健康 = 工場主が頑健な子供を運抜するため、そんなに悪くはないが、段々と虚弱になる。
教育 = 夕方行なわれるも、疲労から効果小。

Kreis Olpe

年齢 = 毛織物工場では15歳。煙草工場では6～15歳。
労働時間 = 午前7時から12時まで、午後1時から7時まで。
学校 = 冬は午前と午後通学、夏は午後1～3時。
健康 = 「健康な顔色ではない」。
風紀 = 「はめるに値する」状態。

Kreis Eslohe

年齢と労働時間 = 毛紡織工場では14歳、午前6時から12時、午後1時から8時まで。鉛鉱選鉱所では10～18歳、午前6時から12時、午後1時から6時まで。5月から10月までのみ働く。

健康 = 他の児童と変わらない。
風紀 = 他の児童と変わらず、教育には「十分な」顧慮。

Kreis Brilon

ビツ製造は家内工業で、両親のもとで働く。10～15歳。午前7時から11時、午後1時から6時まで、注文の多い時は9時まで。

Regierungsbezirk Minden

風紀、健康ともに良く、法的規制は不要と報告。

年齢 = 綿紡織工場とガラス工場では8歳から、煙草工場では10歳から。

労働時間 = 綿紡織工場で14時間。ガラス工場で12時間。煙草工場は14時間。

Regierungsbezirk Münster

年齢 = 二綿紡織工場と一ネル工場で6～16歳。

健康と労働時間 = 一綿紡織工場でのみ健康良好と報告。午後2時から8時まで労働。他の二工場では8時半まで労働。

2. Rheinprovinz

Regierungsbezirk Disseldorf = 3,300人の児童が繊維工業、とくに綿紡績工場で働く。

年齢 = 6 ~ 18歳。Kreis Geldern でのみ4歳から使用。

労働時間 = 6 ~ 10時間の間。Kreis Geldern でのみ125人が恒常的に夜間労働。

健康 = 蒼白な顔、生気のたい、炎症を起こした目、はれた下脛、ふくれ上ったほお、ふくれたくちびるとこばな、首のいれき、皮膚のしみ、ぜんそく性の発作。「早くより家庭生活から切り離され、青春時代を悲しみと悲惨のうちで過した不幸な子供」。

Regierungsbezirk Aachen

「6歳から非常に多数の児童が」夏は10 ~ 12時間、冬は8 ~ 10時間働く。状態はよいと報告。

Regierungsbezirk Köln, Koblenz, Trier = デュッセルドルフ県、ゾーレン県よりは良い状況。

年齢 = ケルン県は5歳から。ゾーレンツォ県は7歳。トリアー県は8歳から。

労働時間 = ケルン県では11.5 ~ 14時間。ゾーレンツォ県11 ~ 14時間。トリアー県8 ~ 14時間。ゾーレンツォ県とトリアー県では夜間の10時間労働もある。

健康 = ケルン県の繊維工場とゾーレンツォ県 Neuwied の工場でのみ悪い。ケルン県の絹工場では咳血と肺結核に曝される。立ったままの仕事のため、足ははれ、足腫腫にかかると。埃と毛で汚れた空気を吸うことから呼吸障害。他は良い状態と報告。

風紀 = Neuwied 地区のみ悪いと報告。他は教育も正常と報告。

3. Provinz Schlesien

Regierungsbezirk Liegnitz

年齢 = 6歳から労働。

労働時間 = 綿紡績工場では朝8時から夜8時まで。ガラス工場では溶解に20時間、製品作成に12時間を要するので、夜間労働がなされる。

健康 = ガラス工場のみで高熱のもとで昼夜労働が行なわれるので青ざめた顔色、衰弱した体力。成人も視力薄弱、神経衰弱、手足麻痺となり、50歳以上の生存は例外。ただし、法的規制不必要と報告。

Regierungsbezirk Breslau

年齢=8歳から労働。
労働時間=10~14時間。
健康、風紀とも良好で、法的規制不必要と報告。

4. Provinz Sachsen

年齢と労働時間=Regierungsbezirk Merseburg では6歳から6~12時間労働。Regierungsbezirk Magdeburg では9歳から9~14時間労働。Regierungsbezirk Erfurt では10歳から10~11時間労働。

健康=エルフルト県の釘製造工場で最悪。朝食、昼食、夕食の休憩時間を入れて、朝4時から夕方6時まで輸送風の重労働。

風紀=マルゼンブルク県の一キヤラク工場を除き良好。

5. Provinz Brandenburg

年齢と労働時間=Regierungsbezirk Frankfurt a/O. では720人の児童が働き、6~17歳で労働時間は7~16時間。Regierungsbezirk Potsdam では1,000人が働き、平均8歳より朝5~6時から夜6~8時まで2時間の中断で働く。毛織物工場では夜8時から朝5時まで。Hauptstadt Berlin では1823年に1,153人(うち、さらに染め工場のみで601人)が働き、7~14歳で大部分は12~13歳、労働時間は夏12時間、冬7時間。例外的に家内労働に従事する者あり。

健康=フランクフルト、ゾン、デュフ、オーデル県では夜間労働者が青ざめた顔色。ポツダム県では毛織物工場のみ悪いと報告。首都ベルリンでは健康状態は悪くないと報告。

風紀=フランクフルト、ゾン、デュフ、オーデル県では悪く、学校教育は不十分。ポツダム県では、家で不規則な生活をするよりも、誠実な工場主の監視下にある方が健全で、学校教育は不十分。首都ベルリンでは、両親と養育者に粗野の典型、労働嫌悪と粗暴な破壊犯への傾向の典型をみ、学校教育は363人が満足な状態、478人が不十分、252人が日曜と夜間のみ教育、60人が教育を全く受けていないと報告。

まず、年齢では、第一六表のライン州デュッセルドルフ県ゲルデルン郡における四才からの使用が例外として注目されるが、A・トゥーンは、一八三九年以前において、また一八五〇年代に至ってようやく、この県では六へ

九才の児童の使用が普通であったと述べている。⁽³⁾この点は、第一六表から、シュレージエン、ザクセン、ブランデンブルクの諸州においても同じであったといえよう。

こうした年令の児童は、両親の貧困を考察したさいの例が示すように、工場近辺の貧乏人の家庭から通勤したばあいもあったが、多くのばあいは、自宅通勤であったと思われる。本格的な工業化の進行が開始していた一八五三年においてもなお、一八五三年法の草案を審議するために形成された下院の委員会は、イギリスの工場が通常蒸気力を使用しているため、ある地域に密集して存在しているのに対し、プロイセンの工場が水力に依存しているの、農村に分散して存在しており、その結果、年少労働力の不足の恐れは非常に稀であったと述べている。⁽⁴⁾

他方、二〇世紀初頭におけるニードーライン綿工業の労働者の居住地について、H・ヘルタースは、綿工場が鉄工業や鉱山業におけるように急速に成長して、ある中心地に集中しないで、農村に分散していたため、労働者の大部分は土着民であり、小土地を所有して農業を兼営しており、住宅問題は発生しなかったと述べている。⁽⁵⁾以上に加えて、第一六表のブランデンブルク州ポツダム県やベルリンの報告において、自宅で不規則な生活を送り、両親の粗野な行動を見習うよりも、工場で働いた方がよいと述べている点をも勘案するならば、児童の多くが自宅通勤者であったと推定してはば間違いないであろう。しかし、同時に、一九世紀前半のライン地方では、さきに見たバルメンの例が示すように、繊維工業の工業化の進展に伴ない、^{マイグレーション}近辺移動を中心とする人口移動が生じ、都市への人口集中も進行していたことを看過してはならない。

労働時間は、アーヘンの毛織物業のばあい、家内工業経営の時代には朝七時から夜七時までであったのが、機械が導入されて以後、朝六時から夜八時までに延長され、同じことが紡績業と蠶立て業においても生じたといわ

第17表 1825年のドイツ各地における児童の労働時間

Iserlohn	通常14時間	Breslau	10～14時間
Dortmund	10～15時間	Frankfurt a. d. O.	7～16時間
Hagen	10～12時間	Liegnitz	15時間まで
Bochum	14時間半まで	Erfurt	10～14時間
Düsseldorf	6～13時間	Merseburg	6～12時間
Aachen	8～12時間	Magdeburg	9～14時間
Koblenz	11～14時間	Potsdam	13～14時間
Eslohe	11～13時間	Berlin	7～12時間
Köln	11½～14時間	Siegen	8～12時間
Trier	8～14時間		

れている。⁽⁶⁾ H・W・エルドブリュッガーも、機械の使用が人間を生産の道具と化し、児童と婦人が一〇時間から一四時間も働かされたと述べている。⁽⁷⁾ 一八七〇年代においても、繊維工業における労働時間は最少一二時間、通常一四～一五時間、しばしば一六～一七時間に及んでいたのであるが、⁽⁸⁾ 同じ状況が、第一六表からも明白に看取し得るところである。ちなみに、一八二五年のドイツ各地における児童の労働時間は、第一七表の如くであった。⁽⁹⁾

こうした労働時間は成年男子労働者の労働時間と密接な関連をもっていた。というのは、初期の工場においては、機械の操作は労働者のグループにより行なわれるのが常であったからである。すなわち、「一人の労働者が多数の機械を操作するのではなく、多数の労働者が一台の機械を操作する初期にあつてはまさに、……労働グループの性格が支配的である。ある一人が労働グループの機能に対して責任をもち、かれに付属する補助労働者、つまり婦人と児童を指揮する。繊維工業、とくに織布工場の初期には、家内織布業の家族的性格が、場合によっては他人の子供が自分の子供の代りになるとしても、しばしばそのまま工場に移されたのである。⁽¹⁰⁾」

したがって、たとえば一八五三年法の草案において一二～一四才の児童の労働時間を七時間に制限することが提案されたさい、下院の審議において、デーゲンコルプ（Degenkolb）がこれに反対し、六時間に制限することを主張した時、

その理由の一つとして成年労働者の労働時間が一般的に一二時間であるので、七時間としたばあい、年少労働者の一四時間二交代制 (Doppelschicht) と矛盾することを挙げており、⁽¹¹⁾ K・H・ルートヴィヒもまた、「一八五三年の法律によって一二〜一三才の労働時間が短縮されたことが、繊維工業の多くの企業家にかなるの期間の過渡期を設けることを懇願させた根拠であった。そのさい、二倍の(?) 数の年少労働力を、圧倒的に農業を営んでいる社会において調達してやることの困難が指摘されたのみでなく、年少者と成人との間で必要であった技術的に制約された協力関係が指摘された。人は労働時間の最近の制限を、それにより工場経営が高度に阻害されるであろうがゆえに、一般的禁止と同一視したのである」⁽¹²⁾と述べている。

以上より、初期の工場においては機械の操作が労働者グループによって行なわれるのが常であったため、成年労働者と年少労働者の労働時間の間に密接な関係があったことが明白であろう。紡績工場では、一八五二年のグレートバツハ郡において、手紡績機のばあい、通常大人一人に年少労働者一名が付いたといわれ、⁽¹³⁾ また、一八五三年に粗紡機の操作には一人の大人に五名の児童が必要であり、⁽¹⁴⁾ 古い紡績機のばあい大人一人に子供三名、新式のイギリス機械のばあい一名の子供が必要であったといわれている。⁽¹⁵⁾

織布業では、柄織り機のばあい、織布工以外に二名のいわゆる „Ziehjunge“ と呼ばれる補助を必要とし、その他の手織機のばあい、織布親方に一名の児童が必要とされた。⁽¹⁶⁾ ただし、織布業のばあい、一八四六年に六、六〇〇名の児童は工場においてではなく、織布工の家で働いていた。⁽¹⁷⁾

児童の雇傭については、W・フィッシャーがつぎのように述べている。「マニユファクチュアと初期の工場が労働者契約制度 (Arbeiterkontraktssystem) を利用したことは、しばしば観察されているところであるが、そのさ

いには特定の労働過程がある個人(親方、下級親方 *Untermeister* 等)に委託され、かれが労働者を雇傭し、労働者に賃銀を支払った。この制度が行なわれたと思われるのは、常にある生産過程がなお完全に完成されていないか、または徹底した変容に服していない時においてである。それゆえに、この制度は、一八世紀と一九世紀初頭に、ある生産過程、たとえば織物捺染の、手工業から集中経営への移行にさいして現われた⁽¹⁸⁾と。

一九世紀前半における労働者契約制度は、捺染業における熟練労働者によるいわゆる「なでつけ児童」の雇傭⁽²⁰⁾や、ガラス工場におけるガラス吹き人(*Glaskläner*)による自分の子供や他人の子供の雇傭⁽²⁰⁾において認められ、同様のことが小鉄工業や製紙工場においても行なわれたといわれている⁽²¹⁾。

紡績工場のばあい、一八四四年のクロムフォード工場の工場規則によると、紡績工程においては、紡績工が児童を雇傭したが、認可権が工場主であり、かれらの使用も紡績工によって工場規則に従ってなされた。工場規則の第一〇条と第一一条にはつぎのように規定されている⁽²²⁾。

一八四四年のクロムフォードにおける J・G・ブリュッケルマンの工場に対する工場規則 (*Fabrikordnung für die Fabrik von Joh. Gottfr. Brügelmann in Cromford 1844*)

第一〇条。紡績工は木管配当工 (*Aufstecker*) と取りつけ工 (*Amacher*) を自分で調達しなければならぬ。しかし、工場主が認可の権利と必要なばあいにはかれらを解雇する権利を留保し、通常は紡績親方が工場主の名前においてこれらの権利を行使する権限をもつ。

第一条。紡績工は木管配当工と取りつけ工に課せられた仕事を勤勉に、時間を厳守して行なうようにさせねばならず、かれらが許可なく機械を離れることを認めてはならない。紡績工は木管配当工と取りつけ工を厳しく厳格に、しかも上手に取り扱わねばならず、かれらの万一の怠慢または不従順のさいには直ちに紡績親方にそのことを報告しなければならぬ。

この規定から、熟練労働者によって自分の子供か他人の子供が雇傭されたが、認可権は工場主にあり、児童労働者の状態についても、工場主が一切の責任をもっていたことが明白である。

賃銀は非常に低かった。さきの例では、大人が一〇グロッシエンとする同じ仕事を児童は二グロッシエン三プフェニツヒで行なった。デュッセルドルフ県の他の紡績工場の例では、一八二三年に小さい子は二グロッシエン、大きい子が三グロッシエンを支払われ、六才の子供が昼夜交替の労働に従事していた。⁽²³⁾一八四四年にニーダーラインのある紡績工場では、一一一名の労働者のうち、五四名が年少労働者であり、一日の賃銀の総支出額が七〇マルクであった。労働者のうちで、最高給与所得者は粗紡工(Roving-oder Vorspinner)⁽²⁴⁾であって、一日の平均賃銀は一・九〇マルクであり、年少労働者の最低賃銀は二三プフェニツヒであった。⁽²⁴⁾以上の例から、年少労働者が甚だしい低賃銀で働いていたことが明白であろう。

ところで、賃銀の支払い形態としては、繊維工業のばあい、通常ある生産過程が労働者グループの請負労働(Akkordarbeit)に委ねられていたため、⁽²⁵⁾「熟練労働者の賃銀は、しばしば総賃銀(Bruttolohn)であり、そのうちから手伝いの賃銀と、ほとんどのばあい、原料費もまた引かれたのである」。⁽²⁶⁾この総賃銀額は、紡績工場のばあい、生産された紡糸の一定量に対する統一的な率で計算され、織布工場のばあい、織られた出来高によるか、または横糸の数により決められた。⁽²⁷⁾

一九世紀前半の具体的事例は不明であるので、一八七二年のクロムフォードの紡績工場の例を示すならば、一台の自動ミュール紡機を昼夜四名づつ、計八名で操作し、請負給は、八名の団体請負(Gruppenakkord)の形で、すなわち昼夜の作業方に分離しないで、総生産高に対して計算された。いま、グループAとBが、一四日ごとの

第18表 1872年の Cromford における自動ミューール紡機の
団体請負給の配分 (2週間分)

紡績工 Spinner A	33.30	B	33.30
間紡工 Mittelspinner A	27.20	B	27.20
取りつけ工 Anmacher A	22.50	B	22.59
昼間木管配当工 Tags-Aufstecker	7.80	+	7.80=15.60
夜間木管配当工 Nachts-Aufstecker	9.20	+	9.20=18.40
	100.—		100.—

支払いで、二〇〇マルクの請負給を得たとする。グループAは第一週は昼間労働、第二週は夜間労働を行ない、Bはその逆となる。グループAとBの紡績工は各一〇〇マルクを得て、第一八表のように分配した。このさい、木管配当工は、年少労働者の夜間労働が禁止されたため、昼間労働専用の年少労働者と夜間労働専用の年長者若者に分かれ、後者の労働時間の方が長いこともあって、賃銀の分配額が高くなっていく。また、補助労働者への賃銀の支払いは、紡績工によってなされることから生じる弊害を防ぐため、会社の会計 (Lohnbüro) によりなされた。この関係は、一八九四年に自動ミューール紡機からリング紡機 (Ringspinnmaschine) へと移行するまで保たれている。⁽²⁸⁾

二〇世紀初頭のニードーライン綿工業では、紡績工場のばあい、粗紡機は、一名の婦人労働者と一名の見習い (Lehmadchen) としての年少女子労働者により操作され、二人で請負給を得た。精紡機では、婦人精紡工が空の糸わくを取りつけ、一杯になった糸わくを取り外す作業を行ない、出来高賃銀を得た。取り外された糸わくは、年少の日給で働く補助少女が片附けた。梳綿と打綿の補助少女も日賃銀を支給された。織布工場のばあい、繰返し機械や撚糸機械 (Spül- und Zwirnmachine) における年少少女の準備作業には日賃銀が支払われ、織布工には出来高賃銀が支払われている。賃銀の計算は一四日ごとで、週末にではなく、週の中間のある日に支払われた。⁽²⁹⁾

一九世紀前半の繊維工業において、児童労働者に具体的にどのような賃銀が支払われたのか、についての資料がないので、一八七〇年以降の事例を示したのであるが、以上の例から、一九世紀前半に、多くのばあい、児童労働者は、ある生産過程を請負った労働者のグループの一員として、団体請負給のなかから、熟練労働者により時間賃銀の形態で支払いを受けたのではないかと推定される。

最後に、作業環境については、まず、初期の工場の作業空間は非常に狭かった。クロムフォードの工場は、「六階建てで、低い天井をもった広間に狭い窓がつき、機械が並んでいた。水車場は狭く、やせた若者でも水車と壁の間を注意深く通らなければならなかった⁽³⁰⁾」。こうした狭い空間の埃と騒音のなかで作業が行なわれた。アヘンのある工場では、「天井の低い空間に、戸を通して埃っぽく熱い空気が流れ込んでくる。……綿紡績ではもっともひどく埃が立つ。綿花を急速にかきまぜ、梳きほぐし、清掃する時、物凄い埃がのどに入る。騒音は、言葉が全然聞きとれないほど喧しい⁽³¹⁾」といった状況であった。

こうした空間で、「工場制度の始めには、……すべての人が区別なしに並んで仕事をした。子供、一〇代半ばの若者と少女、男子と婦人が過熱した部屋のなかで、一枚のシャツとスカートを着たのみである。各人の羞恥心が消え失せ、語調が服装に照応して際限なく粗野になっていき、神経の興奮する薄暮と、背中と背中、または体の側面と側面が触れ合って働く夜間には、粗野な言葉がなお粗野な行動へと移行したのである⁽³²⁾」。

このような環境のもとでの児童労働の結果はつぎの如くであった。「児童はいつも成人と整列して働いた。全労働時間の間、児童はぶっ通しで工場にいた。しばしばただ一片のパンのみであった昼食すらも、かれらは紡績場の埃とともに自分自身のなかへのみ込んだ。自由な空気のみでの運動は問題外であった。悪天候や寒い時に

露出部分の多いみすばらしい衣服を着ていて、どこへかれらは行くことができようか。結果はつぎの如くであった。虚弱児で、疲労困憊し、頭はかさぶただらけで、目はただれ、胸は肺病を病み、胃は痛み、かれらは兵役義務の役に立たず、学校にも行かない。このような者は、いったんはどうしようかと迷うが、それにもかかわらず、少くとも、いつもは職工長（*Workmeister*）の恐ろしい声が奪い去る、しばしの眠りと憩いを手に入れる。学校教育は問題外であり、多くの者はかれらの年令を知らず、またかなりの者は自分の名前もまったく知らなかった⁽³³⁾。

少女のばあい、通常工場は自宅から数時間離れた急流の辺りにあったため、雪や寒い時、または風雨の時、他の労働者とともに、綿くずとごみを部屋の隅に集め、自宅の固い寝床よりも暖く、かつ柔かくして寝た。「明かりが消された。埃っぽく、悪臭の満ちた広間のなかには、まどろみの平和は始まらなかつた。いな、子供が野蠻な享樂の観客者を演じる驚くべき放縱が始まった。仕事が真夜中、または朝の三時頃終る時には、少女は一日中休養をとり、……床のうえに転がっていたのである⁽³⁴⁾」。

以上のように、プロイセンにおいては、一九世紀に入つて、機械の導入によつて児童労働の新しい分野が開かれたこと、工場主にとってイギリスの競争に対抗するために低賃銀児童労働者を雇備することが至上命令になったこと、および大衆貧窮という社会的背景のもとで両親にもまた子供の家計補助収入が必要となったこと、等の要因が重なり合つて、「児童労働の第二の局面」が始まった。こうして、児童労働は、工業化の進展したプロイセンの各地において、新たな展開を遂げるに至つたのであるが、とりわけライン州の綿紡績業に集中していた。児童は、熟練労働者の監督のもとで、埃と悪臭に満ちた狭い空間と非道德的な環境のなかで、長時間の低賃銀労働を強いられた結果、就学義務を果さず、兵役義務の役にも立たない、精神的にも肉体的にも虚弱児となつてい

ったのである。このような児童労働者の状態を背景として、プロイセンにおける児童労働者保護の立法過程が行するのでも、同じく、立法過程の考察にすむことにしよう。

- (1) G.K. Anton, a. a. O., 8-22. より作成。
- (2) なお、一八二四年八月二日に、児童労働についてのデュッセルドルフ郡会ラントラートの質問に対し、ラーティンゲン市長が、かれの管轄区域にあるシロムフォード紡績工場の状態について回答した点を表示しておく、第一八表の如くである (W. Köllmann, Die industrielle Revolution, 37-38. S. Quandt Hrsg., a. a. O., 31.)。
- (3) Alphons Thun, Die Industrie am Niederrhein und ihre Arbeiter, Erster Theil, Leipzig 1879, 176-177.
- (4) G. K. Anton, a. a. O., 92. ただし、シロムフォードの工場は辺鄙な場所であったため、労働者の徴募が困難であったが、このために同時に、労働者の他部門への流出が稀であり、労働の平和を維持するのにも都合がよかったといわれている (F. J. Gemmert, a. a. O., 137.)。
- (5) H. Hölters, a. a. O., 15-16, 19, 36-38. なお、二〇〜二五歳の未婚女性がグラートバッハ等の都市へ大量に移動し始めるのは、一八六〇年代におよびであった。この移動は、一八五〇年代に新しい綿工場が建設された結果として生じた。一八五五年八月にグラートバッハで二五、〇〇〇錘の大株式紡績会社が操業を開始し、一八五九年には一、〇〇〇人の労働者を雇っていた。そのさい、五〇〇人以上の少女が一举に都市に流入した。彼女達は、最初は会社の大広間を寝室として提供され、そこで起居した。一八六八年には宿泊所も建設されたのであるが、規律が厳格であったため、自由を求めて下宿を探し、そこから通勤した。この自由から風紀上好ましくないもろの問題が生じた (A. Thun, Die Industrie am Niederrhein, Erster Theil, 173-174.)。
- (6) Ebd., 177.
- (7) H. W. Erdbrügger, a. a. O., 433.
- (8) A. Thun, Die Industrie am Niederrhein, Erster Theil, 177. H. Hölters, a. a. O., 10.
- (9) Jürgen Kuczynski, Die Geschichte der Lage der Arbeiter in Deutschland von 1800 bis in die Gegenwart, Bd. 1, 1800 bis 1932, Berlin 1947, 70. W. Köllmann, Die industrielle Revolution, 37.

第18表 1824年8月22日にラーティンゲン市長は、かれの管轄区域
 (クロムフォード紡績工場)における児童労働についてのデ
 ュッセルドルフ郡会の問い合わせに答えた。

<p>1. 上述の児童の生活はどのような状態にあるか。そして、かれらは同じ境遇の工場で働かない児童とどのように異なっているか。</p>	<p>かれらは12時間働らく。工場で働かない児童は乞食をする。</p>
<p>2. これらの児童の健康状態はそれ自体としてどのような状態にあるか。同じ国民階層の工場で働かない児童と比較してどうか。</p>	<p>風通しのよい建物のなかで、ほとんど歩きながら行なうか、立ったままで行なう仕事が児童の健康を維持している。そこで働かない児童は困窮から病気になり、乞食をしている。</p>
<p>3. 工場児童の健康状態が他の児童よりも悪いとすれば、その理由は仕事にあるのか、またはどこにあるのか。</p>	<p>工場児童の健康状態は他の児童よりも悪くなく、良い。</p>
<p>4. 幼時に工場で働いた成人は、健康に関して、その必要のなかった成人に対してどのような状態か。</p>	<p>幼時に紡績工場で働いた者は、ほとんど健康で丈夫な手工業者に成人している。</p>
<p>5. うえの点について行なった調査の結果、児童の工場労働への使用について、いかなる法律が適切であると思われるか。</p>	<p>いかなる法律も適切ではない。</p>
<p>工場で働いている児童の明細書、 児童が働いている工場の名称。 何人の児童が昼働いているか。 夜働いているか。 これらの児童はいかなる年齢か。 労働時間は。 健康状態は。 児童はどのような仕事を行なっているか。 工場はどれだけ存続しているか。 現在閉鎖している類似の工場が以前に存在していたか。</p>	<p>紡績工場 150名 なし 6歳から16歳 12時間 良好 見張り (Aufpassen) その他の綿糸労働 40年間 当地の機械紡績工場は大陸において最初の工場であった。</p>

- (19) W. Fischer, Innerbetrieblicher und sozialer Status, 266.
- (11) Heinrich Volkmann, Die Arbeiterfrage im preussischen Abgeordnetenhaus 1848-1869, Berlin 1968, 57. なお「一八五三年法の草案をめぐる議論のなかで、交代制にかかわる問題について」Vgl. G. K. Anton, a. a. O., 83-84, 87-88.
- (12) K.-H. Ludwig, a. a. O., 74.
- (13) H. Hölters, a. a. O., 9.
- (14) K.-H. Ludwig, a. a. O., 69.
- (15) Ebd., 72.
- (16) Ebd., 69.
- (17) Ebd., 71.
- (18) W. Fischer, Innerbetrieblicher und sozialer Status, 514-515. なお、W・ファッシャーは、「この文章につづけて」の文句に述べている。「労働者契約制度は、しかも一九世紀にアメリカにおいてもまた、とくにライラトシス・テムがこの制度を駆逐するまでの互換性部品の大量生産方法としてのマシン製造とライフル銃製造においても現われ、今日では、オートメーション化への移行にさいして部分的に再び前面化している」と。
- (19) Ebd., 263.
- (20) A. Thun, Beiträge zur Geschichte, 64.
- (21) W. Fischer, Innerbetrieblicher und sozialer Status, 263.
- (22) F. J. Gemmert, a. a. O., 153.
- (23) G. K. Anton, a. a. O., 6. なお、「一八二三年に、ある紡績工場では、六歳の児童のうち、昼間労働に従事した者九六名、夜間労働に従事した者六五名であり、いま一つの紡績工場では、それぞれ九五名と八〇名であった (Ebd., 5)。
- (24) H. Hölters, a. a. O., 9.
- (25) Ebd., 23.

- (29) W. Fischer, Innerbetrieblicher und sozialer Status, 263.
- (30) H. Höllers, a. a. O., 23.
- (31) F. J. Gemmert, a. a. O., 123-124.
- (32) H. Höllers, a. a. O., 23-24, 29.
- (33) A. Thun, Die Industrie am Niederrhein, Erster Theil, 176. なお、この工場の外観については、S. Quandt Hrsq., a. a. O., 30. の写真を参照せよ。
- (34) A. Thun, Die Industrie am Niederrhein, Erster Theil, 176.
- (35) Ebd., 174-175.
- (36) Ebd., 177-178.
- (37) Ebd., 174.